

「2014 さよなら原発埼玉県民集会」決議

世界最大級の過酷事故である東京電力福島第一原子力発電所の事故から3年8か月を経過した今もなお、核燃料は原子炉内に放置され、熱を発しています。冷却水は汚染水として毎日増え続け、収束には至っておりません。そして、多くの人が先の見通しの立たない不自由な避難生活を余儀なくされています。

こうしたなか、政府は、今春「原発を重要なベースロード電源」と位置付け、「再稼働」を明記したエネルギー基本計画を決定しました。また9月、九州電力は「再生可能エネルギー接続を留保」と発表しました。

そして、原子力規制委員会は、九州電力川内原発1、2号機について、再稼働の前提となる新規制基準に「適合している」との審査書を9月に決定しました。規制委員会が国民に求めた意見公募には、18,000件の意見が寄せられましたが、再稼働を急ぐ政府と規制委員会は住民の不安と反対の声を一顧だにしませんでした。

5月21日、福井県内外の住民が関西電力大飯原発の再稼働差止めを求めた裁判で、福井地裁は、憲法で保障された「人格権」を守ること以上に大切なことはないとして、「3・4号機原子炉を運転してはならない」との判決を出しました。また、判決では、原発の他の技術とは異なる「本質的な危険性」を指摘し、原発「安全神話」に対して厳しく戒めました。

9月27日に噴火した御嶽山は、特徴的な長周期振動もなく、多くの登山客は、ほぼ無警戒の状態で被災しました。噴火を事前に予知することはできませんでした。火山噴火や地震津波、竜巻や台風など様々なリスクのあるこの国で、原子力発電は安全が確保されるのでしょうか。ひとたび放射性物質が放出される原発事故が発生すると、その被害は広がり続け、防止する手段はありません。さらに、原子力発電からは、使用済み核燃料が作りだされ、行く先のない使用済み核燃料は、各原発敷地内に貯蔵され続けています。

私たちは、これ以上原子力発電に依存することを望みません。脱原発を明確にした上で、私たちは省エネルギーを進めるとともに原子力発電から再生可能エネルギーへの構造の転換を求めます。